

# 資料編

## (1) 第3期川崎区地域福祉計画策定の経過

年月日	会議等	主な内容
平成22年 2月	地区懇談会	地区の課題について
2月～3月	第2回川崎市地域福祉実態調査	・ 地域の生活課題に関する調査 ・ 地域福祉活動に関する調査
6月21日	平成22年度第1回川崎区地域福祉計画策定委員会	1 第2期川崎区地域福祉計画概要、平成21年度の主な取組について 2 第3期川崎区地域福祉計画の策定等について ① 第3期計画策定スケジュールについて ② 地域福祉計画体系について
7月30日	平成22年度第2回川崎区地域福祉計画策定委員会	1 第3期川崎区地域福祉計画骨子（案）について 2 第3期川崎区地域福祉計画具体的な取組・事業について 3 第3期川崎区地域福祉計画シンボル事業について
8月27日	平成22年度第1回川崎区地域福祉計画策定作業部会	1 川崎市地域福祉計画の概要について ・ 川崎区社会福祉協議会地域福祉活動計画について 2 第3期川崎市地域福祉計画策定に向けた素案の検討及び「川崎区の取組事業一覧表」の作成について
10月4日	平成22年度第2回川崎区地域福祉計画策定作業部会	1 第3期川崎市地域福祉計画素案について 2 第3期シンボル事業について
10月19日	平成22年度第3回川崎区地域福祉計画策定委員会	1 第3期川崎区地域福祉計画素案について 2 公共CMで事業PR及び地域福祉計画キャッチコピー募集について
12月13日	平成22年度第4回川崎区地域福祉計画策定委員会	1 第3期川崎区地域福祉計画素案について 2 その他 ① 第3期川崎区地域福祉計画区民説明会について ② 公共CMで事業PRについて
平成23年 1月～2月	パブリックコメント	意見募集
2月8日	区民説明会	第3期川崎市地域福祉計画概要の説明 第3期川崎区地域福祉計画概要の説明 地区活動紹介 意見交換
2月24日	平成22年度第5回川崎区地域福祉計画策定委員会	1 第3期川崎区地域福祉計画区民説明会の開催報告について 2 平成22年度第2期川崎区地域福祉計画事業報告 3 第3期川崎区地域福祉計画案の検討について 4 その他

## (2) 川崎市地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期 平成22年3月1日～平成24年2月28日

氏名	所属	職名	任期等
鈴木 真	川崎市医師会	会長	
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学	教授	
○ 富田 順人	川崎市社会福祉協議会	会長	
小泉 忠之	川崎市民生委員児童委員協議会	会長	平成23年1月から
須山 令子	川崎市民生委員児童委員協議会	前会長	
菅野 とき	川崎市身体障害者協会	副会長	
斐 重度	社会福祉法人青丘社	理事長	
工藤 優子	川崎市民活動センター 渡田こども文化センター	館長	
仁科 淳子	川崎市介護支援専門員連絡会	川崎市 幹事	
◎ 弾塚 誠	川崎市連合町内会	会長	
深澤 香織	すくすくかわさきっ子	代表	
金木 秀之	川崎市ボランティア連絡協議会	副会長	
池田 ハルミ	ハナさんハウス	代表	
千葉 幹子	まちのえんがわ“ひまわり”	代表	
布川 昌子	ひまつぶしの会・まちの縁側大師	代表	
小山内 美幸	川崎市	副市長	

◎：委員長 ○：副委員長

(順不同 敬称略 所属・職名は在任中のもの)



### (3) 川崎区地域福祉計画策定委員会設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 本区における地域福祉計画を策定し、その事業の展開について進捗状況の管理・評価を行い、社会状況等に応じた計画の変更を行うため、川崎区地域福祉計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置する。

#### (任務)

第2条 策定委員会は次の事項に関して協議をし、その結果を区長へ報告する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること
- (3) 前各号に定める事項の他、策定委員会で必要と認める事項

#### (策定委員会)

第3条 策定委員会は、学識経験者、公募市民、団体職員、行政職員等で構成し、次の各号に掲げるとおり、おおむね17名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (6) 区民公募委員
- (7) 行政職員
- (8) その他市長が特に認めた者

2 策定委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、これを2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は市長が委嘱し、またはこれを命ずる。

3 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱する。ただしその任期は前任者の残任期間とする。

#### (会議の招集)

第5条 策定委員会は、委員長が召集する。

#### (作業部会等)

第6条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、策定委員会のもとに作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次の各号に属する行政職員等及び委員長が特に認めた者で組織する。

- (1) 保健福祉センター地域保健福祉課
- (2) 保健福祉センター保健福祉サービス課
- (3) 保健福祉センター高齢者支援課
- (4) 保健福祉センター保護課

- (5) 企画課
- (6) 区民協働推進部地域振興課
- (7) こども支援室〔地域こども支援〕
- (8) 大師地区健康福祉ステーション
- (9) 田島地区健康福祉ステーション
- (10) 川崎区社会福祉協議会

3 作業部会には部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の互選とする。

4 作業部会は部会長が招集する。

5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会及び作業部会の庶務は、川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月7日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

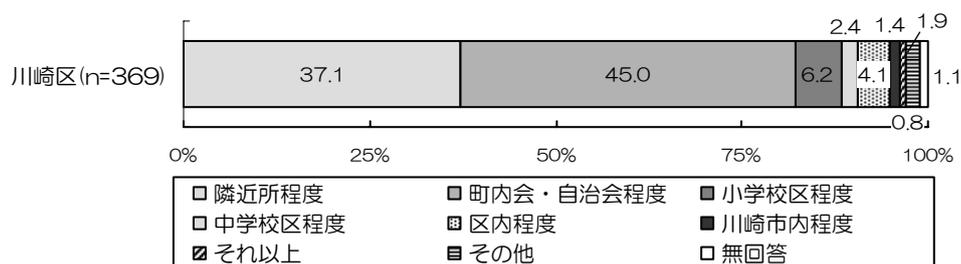
## (4) 第2回川崎市地域福祉実態調査（川崎区の集計結果）

平成22年2月から3月に実施された「第2回川崎市地域福祉実態調査」のうち、「地域の生活課題に関する調査」の川崎区の主な集計結果です。

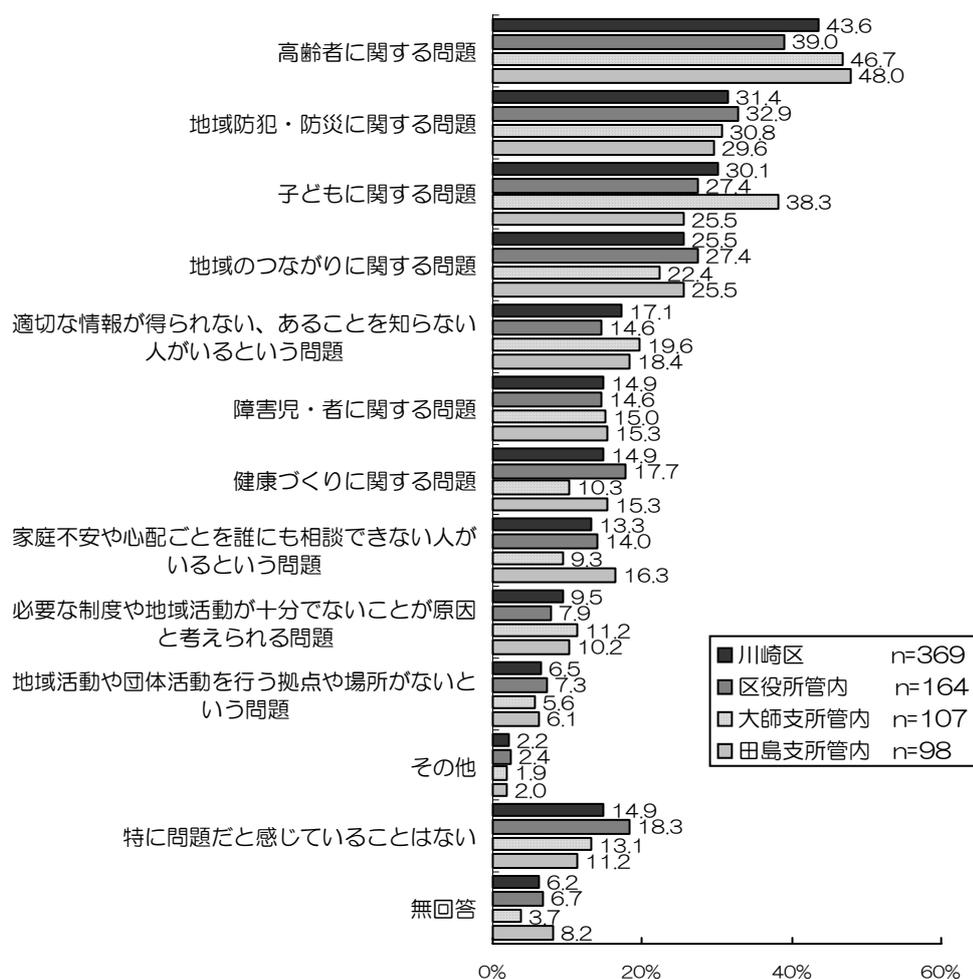
### ① 調査の概要

- 20歳以上の男女から各区850人を無作為抽出し、郵送による配布・回収
- 回収数369、回収率43.4%

### ② 助け合いをすることができる「地域」の範囲



### ③ 「地域」において問題になっていること（複数回答）



◆主な記述回答

※高齢者について

- 介護を受ける者にとって（高齢者）、川崎市はだいぶん患まれていると思いますが、介護する者の精神面はないがしろになっていると思います。介護に関するセミナーなどがあるとしても、同居の家族が知ることがない。
- 一人暮らしの高齢者が介護状態になったときの生活について。
- 一人暮らしの高齢者が多くなっていることで、一人暮らしの方はなかなか近所付き合いをしない方も多く、病気になったりすると、誰も気付かず心配である。
- 自宅介護ができなくなった場合、ホームに預けなくてはならなくなったとき、費用がかなり高額なため、不可能な場合がある。地域で、あまり負担にならない費用で入所できる場所があるとよい。
- 年寄りを抱え、自分自身もこれから高齢者になるのがわかっているのが不安である。
- 介護問題。家族に掛かる介護費用の負担は、大変な問題である。

※障がい者について

- 放置自転車等、駐輪場の設置が少なく、目に障害有の方、車いすの方等が不自由だと思う。
- 孫が自閉症のため、活動支援等の情報が欲しい。
- 障害がある方に関しては働く場や生活支援など全体的に遅れている感じがする。
- 障がい児が成長し親が高齢化して不安を抱えている。

※子どもについて

- 子育てに対する不安、保育所不足で抽選する程だと聞いたので深刻だと思う。
- 保育園待機児童の多さ。
- 学校教育だけでは、どうすることもできないことがたくさんある。保護者の理解を得るためには、地域での活動が不可欠。
- 小さな子どもが雨の日など遊べる場所がない。
- 核家族化しており、親の孤立感、子育てのいきづまり感など…家族、行政、地域で子どもを見守る社会づくり。
- 周りに子どもを安心して遊ばせられる場がほとんどない。ネグレクトでは？と覚えてしまうような家庭が多いように思う。

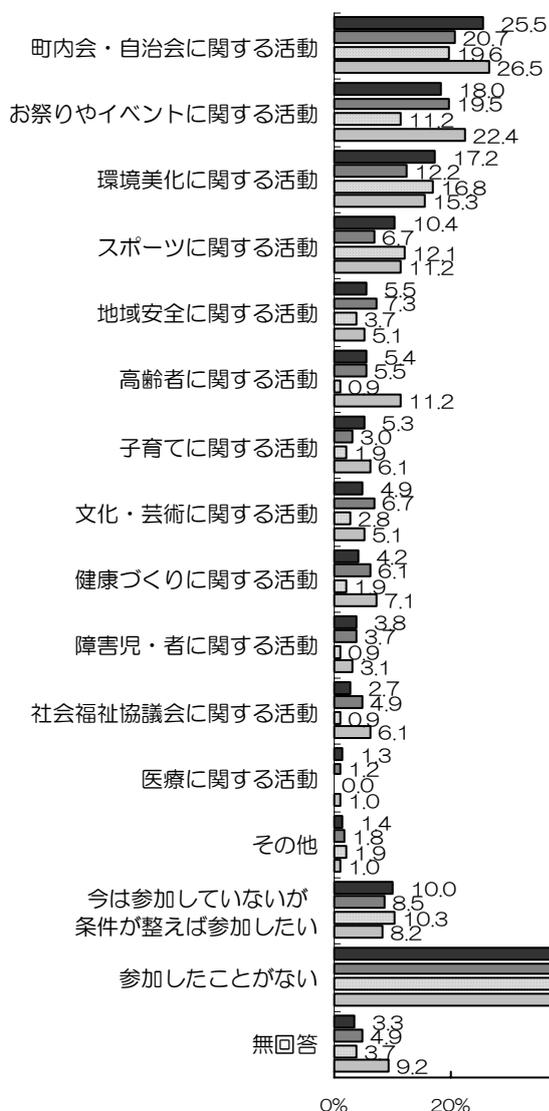
※地域のつながり・交流について

- 持ち家（マンション）に住んでいるが、どういう方が住んでいるのかよくわからないのが現状である（同じ階の方しか知らない）。
- 職場が地区外にあるため、平日はほとんどいない。
- 地域や人と交流できる人は問題はないが、かかわりを持たない人、持てない人が孤立しているのでは？
- 子どものころから近所の人と親が付き合っただけで自然にあたり前につくられる環境が必要だと思う。
- 地域に昔から住んでいる人と、マンション住いの人との交流がうまくいかない。地域活動に積極的に取り組んでいきにくい。30年、同じ所に住んでいるのに交流の場がない。
- 家庭の事情を知られたくないと思う人が多い。他人に無関心である。
- どのように地域と交流し、どのように深めていったらいいのかわからない。

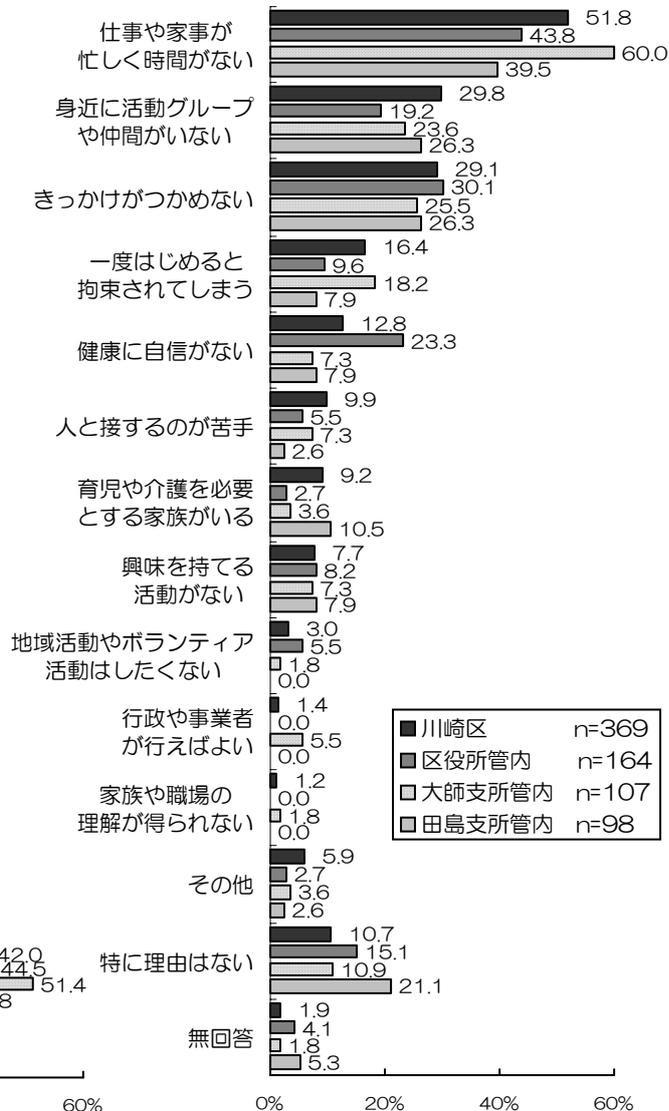
※地域の防犯・防災について

- 交通に関して、自転車や歩行者が信号や左右の確認もせず、自分勝手に道を横断していること。
- 通学中の生徒が道路の真ん中を歩いていて危ない。自転車の無灯火が多く、交差点でぶつかりそうになったことが度々あり、危ない。
- 防災訓練など、隣にどんな人がいるかもわからない状態で、災害など起こってしまったら安否の確認などできず、誰も探してくれないような気がする。
- 昔と違ってアパートに住む人は顔もよくわからない。大地震が起こったときに一番の心配は火災である。日ごろ付き合いのない人が多く、防災の事が一番心配である。
- 自転車乗りの人が交通ルールを守らない方がものすごく多く見られる。交通安全に対して自転車の講習なども行ってほしい。

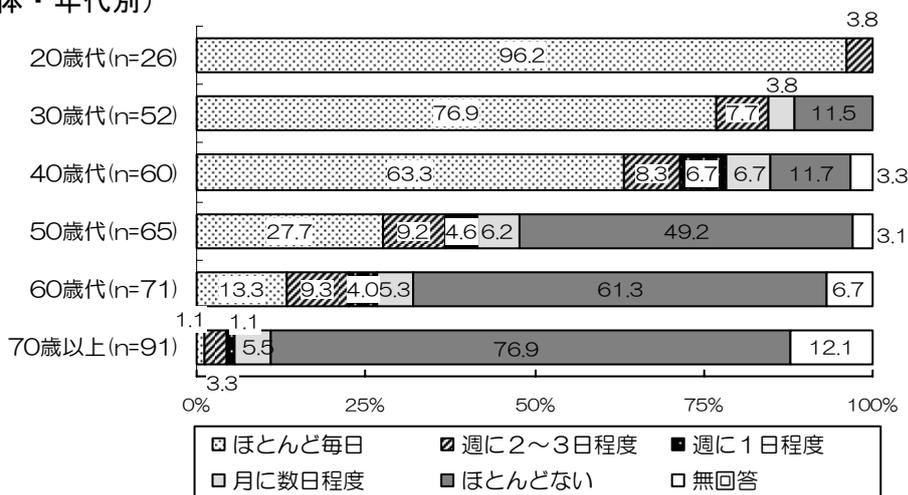
④ 地域活動やボランティア活動の参加状況（複数回答）



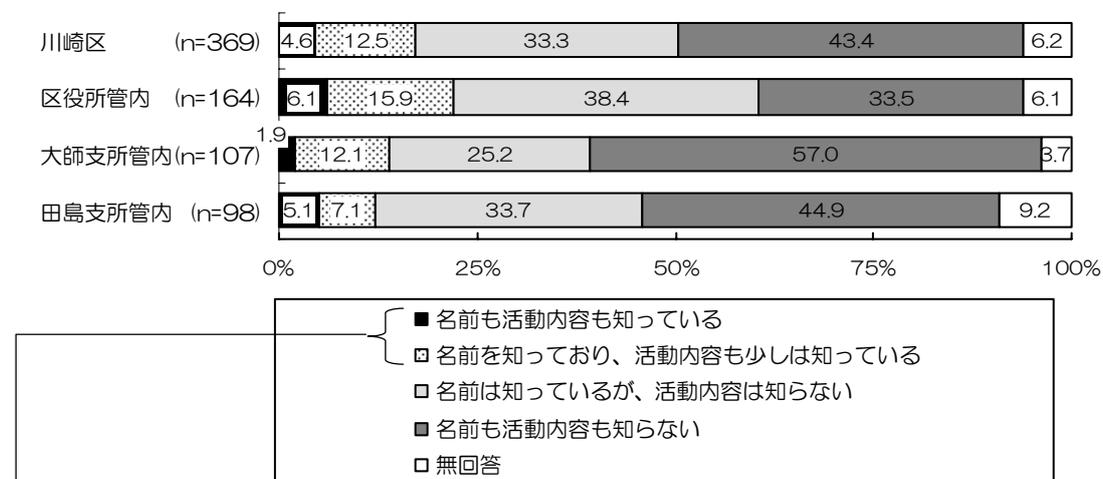
⑤ 地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由（複数回答）



⑥ パソコンや携帯電話でインターネットにアクセスしたり、メールのやりとりの頻度（区全体・年代別）



⑦ 地区・区社会福祉協議会の認知度



⑧ 地区・区社会福祉協議会に期待すること（複数回答）

